令和８年５月20日

世界平和統一家庭連合
清算人　弁護士　伊藤　尚

債権申出を検討されている皆さまへ（３）

世界平和統一家庭連合（以下「本法人」といいます。）について、令和８年３月４日、清算手続が開始しました（東京地方裁判所令和５年（チ）第43号）。当職は、同日付「債権申出を検討されている皆さまへ」をもって、宗教法人法第49条の３第１項に基づく催告と債権申出をお受けする準備をしている旨をお伝えし、同年４月24日付「債権申出を検討されている皆さまへ（２）」をもって、宗教法人法第49条の３第１項に基づく催告をした旨ご連絡しました。

今般、準備が整いましたので、本法人に債権を有するとお考えの皆さまに対して、債権申出の方法などについて、ご案内をいたします。債権申出期間は１年間ですが、清算法人の資産及び負債の状況をすみやかに把握いたしたく、できる限りすみやかに申出ください。

１．債権申出の方法について

債権を有するとお考えの皆さまは、次の２つの方法により、債権申出を行うことができます。

①オンライン債権申出フォームによる債権申出
②書面（郵送）による債権申出

債権申出等にあたってのプライバシーポリシーは、こちらのとおりです。

プライバシーポリシーにも記載されているとおり、債権を申し出る皆さまが登録した情報（住所及び連絡先並びに本人確認書類の原本及び写しは除きます。）は、債権の申出その他の権利行使の内容の調査のために、清算人が必要と考える最小限の範囲で、調査以外の目的に利用されないように適切な措置を講じたうえで、本法人の職員、元職員、信者その他関係者に開示することがあります。

上記取扱いに同意いただけない方は、①オンライン債権申出フォームによる債権申出を受け付けることはできませんので、②書面（郵送）による債権申出において、上記取扱いに同意しない旨を明示したうえで、書面により債権を申し出てください。その場合、債権の調査の方法が限定され、清算人による申出債権の認定に困難を来すなど、申出人に不利益があり得ることをご了承ください。

①オンライン債権申出フォームにより債権申出をされる皆さま

→オンラインで債権申出を行うためにはマイページの開設が必要であり、アカウント登録を行うことで、マイページを開設することができます。画面の案内に従って、オンライン上で申出をすることができます。

②書面（郵送）により債権申出をされる皆さま

→８頁目の「書面（郵送）により債権申出をされる皆さまへ」をご覧ください。リンク先には、「債権申出書」（PDF）を掲載し、同書には、書面による債権申出をしていただく際の注意事項を記載しています。注意事項を熟読していただき、「債権申出書」（PDF）を印刷の上、必要事項を記載して、所定の提出先に提出することにより、申出をすることができます。

なお、送料は、債権者各自の負担となり、郵送以外の方法は受け付けておりませんので、ご了承ください。代理人弁護士による債権申出の場合には、オンライン債権申出フォームにより債権申出をしてください。

２．債権申出に必要な書類等について

清算人による債権調査のため、原則として、

① 当事者を確認するための資料

② 申出債権を確認するための資料

のご提出（アップロード）をお願いします。詳細は、以下のとおりです。

① 当事者を確認するための資料

㋐ 債権者ご本人の本人確認書類として、免許証、マイナンバーカード（マイナンバーの記載がない面）等（こちらをご参照ください。）

㋑ 相続人の方による債権申出の場合には、㋐相続人の本人確認書類に加えて、被相続人及び相続人の出生から被相続人の死亡日までの連続した戸籍謄本又は法定相続情報一覧図、遺言書、遺言書がない場合には遺産分割協議書（各相続人の印鑑証明書付き）

㋒ 受遺者の方による債権申出の場合には、㋐受遺者の本人確認書類に加えて、遺言書、遺贈者の戸籍謄本

㋓ 代理人の方による債権申出の場合には、㋐依頼者の本人確認書類に加えて、委任状

㋔ 成年後見人等による債権申出の場合には、㋐債権者ご本人の本人確認書類に加えて、成年後見人等の代理権を証する書類（審判書・登記事項証明書等）及び成年後見人等の本人確認書類

② 申出債権を確認するための資料

・ 寄付などの事実のわかる資料として、通帳、領収書、音声記録、電子メール、購入した現物の画像、その他、一切の資料

なお、債権申出ののち、清算人による検討により、必要がある場合には追加の資料提出や補足説明をお願いする場合があります。

３．申出債権の内容について【信者・元信者ご本人、信者・元信者の相続人・受遺者、親族（宗教二世など）又は関係者の皆さま】

（１）債権者

債権者は、

① 信者・元信者ご本人で、本法人に対して、損害賠償等を求める方、

② 上記①のご本人が死去し、ご本人から債権を相続・受遺した方、

③ 信者・元信者の親族（宗教二世など）で、ご自身が独自に損害を被ったとして損害賠償等を求める方、

④ 信者・元信者の関係者（上記①から③以外の方）で、ご自身が独自に損害を被ったとして損害賠償等を求める方

で、清算人が調査した結果、本法人への債権を有すると認めた方、となります。

上記①から④に該当するとお考えの方は、該当する立場を選択して、必要事項をご記入ください。

＊「②上記①のご本人は死去し、ご本人から債権を相続・受遺した方」について、

（ⅰ）遺産分割協議書・遺言書などによって、その債権をお一人が相続・受遺することになった場合、その方から申出を行う（上記２①㋑をご提出ください。）、

（ⅱ）複数の相続人がご本人から債権を相続した場合、それぞれ別々に、それぞれご自身の法定相続割合に応じて分割した金額にて申出を行う（上記２①㋑をご提出ください。）、

（ⅲ）複数の受遺者がご本人から債権を受遺した場合、各受遺者がそれぞれ別々に、それぞれご自身が受遺した金額にて申出を行う（上記２①㋒をご提出ください。）、

のいずれかとし、他の相続人・受遺者の分を債権申出することはできません。

（２）債権の内容

本法人に対して献金などをしたことについて、不法行為に基づく損害賠償請求権が成立するとお考えの方は、以下の点を参考にして債権の申出をしてください。

これまでに出された裁判例では、不法行為に基づく損害賠償請求は、以下のことが認められる場合に成立するとされています。

① 献金などをするについて、本法人による違法な勧誘行為がされたこと

② 損害が発生したこと

③ ①と②に因果関係が認められること

このうち、上記①について、最高裁判所の判決（第一小法廷判決令和6年7月11日民集78巻3号921頁）は、

> （寄付などの）「勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められる」

としています。

そこで、債権の申出を作成するに際しては、「不法行為の理由（違法な行為等の具体的な内容、慰謝料等が発生する具体的な理由等）について」の項目において、信者・元信者がした本法人に対する献金などに関して、（1）から（15）の類型を挙げておりますので、そこから該当する項目を選択し、いつ、どこで、誰から、どのような事実、経緯、事情があったのかをできるだけ詳しくお書きください。

また、**親族（宗教二世など）や関係者の方**は、特に（12）、（14）又は（15）の項目を選択し、いつ、どこで、誰から、どのような事実、経緯、事情があったのかをできるだけ詳しくお書きください（なお、債権申出書の場合には書式が異なります）。

不法行為以外の理由（貸付等）がある場合には、「不法行為以外の理由（貸付等）について」の項目を選択し、いつ、どこで、誰から、どのような事実、経緯、事情があったのかをできるだけ詳しくお書きください。

その上で、それらを示す参考資料（証拠資料）の写しをできるだけ多く提出するようにしてください。

また、上記②（損害が発生したこと）については、「申し出る損害等の内容について」の項目で、定期的な献金、不定期な献金、物品購入、その他（受講料、サービスの提供、貸付など）、慰謝料など該当する項目を選択し、金額や算定根拠その他必要事項をお書きください。損害が発生したことを示す参考資料（証拠資料）の写しをできるだけ提出するようにしてください。

これらのご主張と資料を拝見して、申出人が申し出る債権が存在すると認定できるかを検討します。

なお、献金等の事実の有無を調査するため、「信者・元信者の信仰活動」の項目の記載事項は、必ずお書きください。

（3）消滅時効・除斥期間

清算人としましては、消滅時効期間・除斥期間が経過している債権も弁済対象とできるかについて検討しております。検討には一定の時間を要する見込みであるため、債権を有するとお考えの場合には、献金等をした時期にかかわらず、債権の申出をしてお

てください。

（４）申出内容の変更

申し出た事項について変更事項がある場合には、変更する内容に応じて、オンライン上の変更申出フォーム又は書面により申し出てください。

４．申出債権の内容【取引先、公租公課庁等、その他（信者・元信者ご本人、信者・元信者の相続人・受遺者、親族（宗教二世など）又は関係者以外）の皆さま】

該当する立場を選択して、申し出る債権の内容等をご記入ください。また、参考資料（証拠資料）の写しをできるだけ提出するようにしてください。

５．債権申出期間等

（１）債権申出期間

債権申出期間について、令和８年５月２０日から１年間です。具体的な申出期間は、官報に掲載し、また本ホームページでも同年４月 24 日付「債権申出を検討されている皆さまへ（２）」をもって、ご案内しています。

（２）債権認否の時期及び弁済時期等について

債権認否の時期及び弁済時期は、いずれも未定です。今後、清算人において、債権申出の内容と提出（アップロード）された参考資料（証拠資料）をもとに、債権が認められるか、また認められる債権額を検討します。検討結果は、①オンライン債権申出フォームによる債権申出の場合には、オンライン債権申出フォームの「マイページ」において、②書面（郵送）による債権申出の場合には、郵送等において、お知らせしますので、しばらくお待ちください。

多数の申出がありうるため、いつ頃、お知らせできるかは現時点では未定です。

なお、清算人からのお知らせ前に、お問合せをいただいても、個別の調査状況や、検討結果のお知らせ時期の見込みなどはお答えできませんので、お問合せはご遠慮ください。

また、弁済の時期及び額も未定です。

６．確定判決・和解調書等の債務名義を有する皆さま、訴訟提起されている皆さま

（１）確定判決・和解調書等の債務名義を有する債権者の皆さま

債務名義（確定した判決、仮執行宣言付判決、和解調書・調停調書、執行認諾文言付公正証書）を有する債権者の皆さまにつきましても、弁済を受けていない方は債権申出をしてください。弁済時期について、具体的な方針が決まり次第、ホームページでご説

明します。

（２）訴訟提起、調停申立て、民事保全申立て等の法的手続をとられている債権者の皆さま

訴訟提起、調停申立て、民事保全申立て等の法的手続をとられている債権者の皆さまにつきましても、債権申出期間内に債権申出をしてください。弁護士等代理人に依頼されている場合には、ご本人又は代理人において債権申出をしていただき、申出が重複することがないようご留意ください。

７．後日、弁済金をお送りする場合の送金口座について

参考までに申し上げますが、後日、債権が認められた場合には、債権を申し出たご本人名義の預貯金口座に弁済金を送ります（例外; 弁護士に委任した場合には、その弁護士名義の預り金口座でも可です。）。それ以外の方の名義の預貯金口座に送金することはできませんので、ご注意ください。清算手続は裁判所の監督の下に行っておりますが、第三者が勝手に誰かのお名前をかたって債権の申し出をするのを防ぐためですので、ご理解ください。

８．電子メール及びご連絡先の住所についての留意事項

後日の調査により債権申出が認められて、申出人（又は代理人弁護士）に弁済金を送金する場合には、改めて清算人から申出人（又は代理人弁護士）の名義の振込金受取り口座をお尋ねする電子メール又は書面を、申出人（又は代理人弁護士）が登録したメールアドレス又は債権申出書に記入したご住所宛に送ります（電子メールでやり取りができる場合には、基本的に書面の郵送はいたしません。）。メールアドレス又は住所の記載間違えがないようにご注意ください。

オンライン債権申出フォームにより債権申出をした方は、メールアドレスの変更は、本ホームページの右上にある人型のアイコンをクリックして表示される「メールアドレス更新」をクリックすると行うことができます。表示された画面の指示に従い、変更してください。

また、オンライン債権申出フォームによる債権申出をした場合であっても、書面（郵送）による債権申出をした場合であっても、本人確認等のために、今後、ご住所を変更した場合には、住所の変更申出を出していただきます。オンライン債権申出フォームにより債権申出をした場合には本人情報変更申出フォームで変更申出をしていただきます。書面（郵送）による債権申出をした場合には、変更申出書を郵送いただきます。その書式や提出先などは、追って清算人のホームページでお知らせします。

９．悪質な詐欺にはご注意ください。

あなたが弁済を受けるために、弁済を受けるに先立って、清算人からあなたに何らかのお金を支払うように求めたり、振り込むように求めることはありません。清算人からの連絡は、ホームページでご案内するか、登録したメールアドレス又は債権申出書に記載したメールアドレスもしくはご住所に送ります。悪質な詐欺にはご注意ください。

１０．献金情報等の開示について

オンライン債権申出フォーム上に、債権を申し出る方を対象として、本法人に対して行われた献金その他の金銭供与（以下「献金等」といいます。）に係る情報の開示の申請フォームを設けるとともに、本ホームページ上に、書面（郵送）による献金情報の開示申請書をアップロードしています。

献金等に係る情報の開示については、以下の点にご留意ください。

・開示される献金等に係る情報は、本法人の清算手続が開始する前に本法人がデータとして保有しており、清算人が把握するに至った情報に基づく内容となります。それゆえ、清算人は当該情報の真偽を関知するものではなく、当該情報の内容の真実性を保証せず、かつ、当該内容に一切の責任を負いません。

・献金等に係る情報の開示を申請できるのは、献金等を行ったご本人または献金等を行ったご本人の相続人に限られます。それゆえ、献金等を行ったご本人が存命である場合には、ご本人が献金等に係る情報の開示のための手続を行う必要があり、ご本人の親族等が手続を行っても、特段の事情がない限り開示の対象とはなりません。

・情報開示の可否は、清算人が関係諸法令を踏まえて判断することになるので、清算人が情報を開示することをお約束するものではありません。

・開示される献金等に係る情報は、本法人に申し出られた債権の調査にあたって清算人らを拘束するものではありません。それゆえ、本法人に申し出られた債権のうち、開示された献金等の額が必ずしも認められるものではありません。

献金等に係る情報の開示を求める皆さまは、以下のようにご申請ください。

①オンライン債権申出フォームにより債権申出をされる皆さま

オンライン債権申出フォームにおいて、債権者情報を登録していただき、本人確認依頼をした後に、「献金等情報開示フォーム」から開示要請ください。

②書面（郵送）により債権申出をされる皆さま

「献金等情報開示申請書」を用いて開示要請ください。

書面（郵送）により債権申出・献金等情報開示申請をされる皆さまへ

以下の「債権申出書」、「献金等情報開示申請書」のリンクをクリックして、「債権申出書」（PDF）、「献金等情報開示申請書」（PDF）を印刷の上、必要事項を記載して、ご提出ください。

・**債権申出書**
・**献金等情報開示申請書**

なお、債権申出書の記載要領は、以下の「債権申出書記載要領」のリンクをクリックしてご確認ください。

・**債権申出書記載要領**

提出先は、下記【債権申出書・献金等情報開示申請書の提出先】に記載のとおりです。
また、印刷できる環境ではないなどの事情により、債権申出書・献金等情報開示申請書の様式の郵送を希望される場合には、コールセンターにご連絡いただき、債権申出書の様式の郵送を希望する旨ご連絡ください。

【債権申出書・献金等情報開示申請書の提出先】
〒885-0044　宮崎県都城市安久町 5023-1
債権申出等書類受領事務担当　宛

【コールセンター】
電話番号：0570-666542（ナビダイヤル）
電話受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時

以　上